春日部市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集人員及び担当地区

募集人数　　１人

担当地区　　第１地区

推進委員は担当地区ごとに活動します。地区内の区域は別紙のとおりです。

2. 任期

農業委員会が委嘱する日（令和８年１２月上旬予定）から令和１１年１１月３０日までの３年間

3. 業務内容

担当する地区で農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けた次の活動を行います。

（１） 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動

（２） 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動

（３） 農業への新規参入促進に向けた活動

※ これらの推進のため、農地パトロール、農地利用状況調査、地域農業（人・農地プラン等）や農業への新規参入促進の話し合い、研修会等への出席などの活動を行います。また、農業委員会が行う会議への出席及び議案審議に係る案件の現地調査などを行います。

4. 報酬

月額４５，０００円（春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきます。）

5. 推薦を受ける方又は応募する方の資格

市内に住所を有する方で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、 月例開催の総会及び事前審査、研修・農業委員会業務の活動に出席できる者。

ただし、以下に該当する者については資格がありませんのでご注意ください。

（１） 自治体の執行機関の委員等であって農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されている者

（２） 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（３） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（４） 春日部市暴力団排除条例（平成２４年条例第３１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び第３条第２項に規定する暴力団関係者

6. 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業関係団体等からの推薦を受けて申し込む方法と本人が応募する方法の３通りがあります。

（１） 提出書類

① 個人から推薦を受ける場合

様式第１号 春日部市農地利用最適化推進委員推薦書（個人推薦）に、３名以上の推薦する農業者が連名し、当該代表者が提出してください。

② 団体等から推薦を受ける場合

様式第２号 春日部市農地利用最適化推進委員推薦書（団体推薦）を法人または団体の代表者又は管理人が提出してください。

③ 自ら応募する場合

様式第３号 春日部市農地利用最適化推進委員応募申込書を提出してください。

※ 推薦者は市内在住及び市内に所在する法人又は団体に限ります。ただし、その推薦者（法人又は団体）が管理する区域が春日部市内に存在することが明らかな場合は、その限りではありません。

※ 推薦者が個人の場合、同一の農家世帯から複数名の推薦はできません。

（２） 募集要項及び様式の入手方法

市役所第２庁舎３階農業委員会事務局、市役所本庁舎３階市政情報室、庄和総合支所２階総務担当で配布するほか、春日部市ホームページからダウンロードできます。

（３） 書類の提出方法

持参又は郵送により、春日部市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

7. 募集期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月１７日（火）まで

※ 郵送の場合は、令和８年１１月１７日（火）必着です。（消印有効ではありません。）

※ 持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までに提出してください。

8. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者の募集の状況については、募集期間内において、中間報告と最終報告を春日部市ホームページ上に掲載します。なお、公表内容については、提出された書類に記載された住所、生年月日、電話番号以外のすべてとなります。

9. 選考及び決定方法

（１） 春日部市農業委員会が、提出された書類の記載内容や農業経営の状況等を総合的に評価して選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

（２） 農地利用最適化推進委員の決定は、農業委員会総会にて行います。

10. 結果の通知

選考結果は、被推薦者及び応募者に郵送で連絡します。また、春日部市ホームページで公表します。

11. 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒344-8577

春日部市中央七丁目２番地１

春日部市農業委員会事務局（第２庁舎３階）

電話 048-739-7087（直通）

FAX　048-737-3683

12. その他

（１） 提出書類に記入された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。

（２） 同時募集している農業委員にも推薦及び応募ができますが、他市を含めて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両委員を兼ねることはできません。

（別紙）

地区名	区域		定数
第１地区	春日部	粕壁、粕壁一丁目～四丁目、粕壁東一丁目～六丁目、緑町一丁目～六丁目、南一丁目～五丁目、中央一丁目～三丁目、中央六丁目～八丁目、浜川戸一丁目～二丁目、八木崎町、内牧、栄町一丁目～三丁目、南栄町、梅田、梅田一丁目～三丁目、梅田本町一丁目～二丁目	６人
	豊春	中央四丁目～五丁目、谷原新田、谷原一丁目～三丁目、大沼一丁目～三丁目、大沼七丁目、上大増新田、下大増新田、増富、増戸、上蛭田、下蛭田、花積、道口蛭田、南中曽根、新方袋、西八木崎一丁目～三丁目、豊町一丁目～六丁目、道順川戸	
	武里	大沼四丁目～六丁目、備後東一丁目～八丁目、備後西一丁目～五丁目、一ノ割、一ノ割一丁目～四丁目、薄谷、武里中野、増田新田、大畑、大枝、千間一丁目、大場	
第２地区	幸松	八丁目、小渕、不動院野、樋籠、新川、牛島、樋堀	４人
	豊野	赤沼、藤塚、六軒町、本田町一丁目～二丁目、銚子口、豊野町一丁目～三丁目	
第３地区	川辺	米崎、水角、赤崎、飯沼、東中野、米島、新宿新田	４人
	南桜井	上柳、下柳、永沼、大衾、西金野井、金崎、上金崎	
第４地区	富多	神間、榎、立野、椚、小平、下吉妻、上吉妻	４人
	宝珠花・桜井	西宝珠花、西親野井、塚埼、木崎、芦橋、倉常	
合　計			１８人